

国海安第32号  
令和7年5月30日

別紙 関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
( 公 印 省 略 )

船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令の  
公布について（通知）

船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令が令和7年5月30日に公布されましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部	部長	井上 清登
一般財団法人 日本海事協会	会長	菅 勇人
一般社団法人 日本船主協会	理事長	篠原 康弘
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事	瀬部 充一
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事	岩本 泉
日本小型船舶検査機構	理事長	高野 裕文
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専務理事	濱田 哲
日本内航海運組合総連合会	理事長	河村 俊信
一般社団法人 日本船用機関整備協会	専務理事	田中 独歩
一般社団法人 日本船用工業会	専務理事	澤山 健一
一般社団法人 大日本水産会	専務理事	高瀬 美和子
一般社団法人 日本外航客船協会	常務理事	伊藤 正幸
一般社団法人 日本旅客船協会	会長	加藤 琢二
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常務理事	畠山 博文
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事務局長	田北 順二
一般社団法人 日本船舶電装協会	専務理事	渡田 滋彦
一般財団法人 日本舶用品検定協会	常務理事	小濱 照彦
全日本海員組合	組合長	松浦 満晴
一般社団法人 日本海事代理士会	会長	松井 直也
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事	加藤 光一
一般社団法人 日本作業船協会	会長	千葉 光太郎
公益社団法人 日本海難防止協会	会長	池田 潤一郎
一般社団法人 海洋水産システム協会	会長	森 高志
日本港湾タグ事業協会	会長	阿部 昭一
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代 表者	濱中 誠司
DNV AS	Country Manager, Japan	Stian Erik Sollid
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan	増永 幸大郎
ビューローベリタスジャパン株式会社	船級部門長	杉原 義之
海上保安庁装備技術部船舶課	課長	高橋 治

## 船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を 改正する省令について

### 1. 背景

海難事故防止、船員労働環境の改善、職場の魅力向上への期待から、近年自動運航船に注目が集まっているところ、自動運航船の 2030 年頃までの本格的な商用運航の実現を目指し、「自動運航船検討会」を通じて国内制度の検討・整備を進めている。

現在まで、自動運航船に関する明確な安全基準は規定されてこなかったところ、今般、昨今の自動運航技術の進展等を踏まえ、自動運航船の運航に係る安全性を担保するため、船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）及び船舶自動化設備特殊規則（昭和 58 年運輸省令第 6 号）について所要の改正を行う必要がある。

また、船舶安全法施行規則第 4 条の 2 において無線電信等の施設に関する規定の適用除外となる対象船舶を定めているところ、船舶の航海の態様に鑑み、当該船舶の範囲を合理化する必要がある。

### 2. 概要

#### （1）船舶安全法施行規則の一部改正

##### ①自動運航システムを有する船舶の「特殊船」への位置づけ（第 1 条第 4 項関係）

自動運航システム（船舶自動化設備特殊規則第 11 条の 2 に新たに規定する自動運航システムをいう。（2）①を参照。）を有する船舶（長さ 3 メートル未満の船舶であって、推進機関の連続最大出力が 1.5 キロワット未満のものを除く。）を「特殊船」と定めることとする。

##### ②自動運航システムにおける欠陥発見時の報告等（新設）

自動運航システムに欠陥が発見された場合は、速やかに管海官庁に対してその旨を報告することを求めるとともに、管海官庁は、当該報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができることとする。

##### ③自動運航システムを有する船舶に係る資料の供与等（第 51 条第 1 項、第 4 項、第 8 項及び第 10 項関係）

船舶所有者は、自動運航システムを有する船舶について、当該システムの運用を安全に行うために必要な方法及び条件が記載された資料を作成するとともに、当該資料を船長に供与しなければならないこととする。

当該資料について、船級協会が承認したものは管海官庁が承認したものとみなすこととする。

船長は、当該資料を船内に備えておかなければならないこととする。

##### ④無線電信等の施設の適用除外となる船舶（第 4 条の 2 関係）

無線電信等の施設に関する規定の適用除外となる対象船舶について、湖川港内の水域（告示で定めるものを除く。）のみを航行する船舶としているところ、航海の態様等を勘案して、平水区域（告示で定める湖川港内の水域を除く。）又は沿海区域のみを航行する船舶その他の船舶で告示で定めるものについても対象とする。

## **(2) 船舶自動化設備特殊規則の一部改正**

### **① 自動運航システムが満たすべき要件の策定（新設）**

船舶の運航に係る認知、判断及び操作を一貫して自動的に行う機能を有する設備、機器又は装置（「自動運航システム」という。）について、状況の認識、衝突及び座礁の回避、制御等の要件に関する基準を定めることとする。

### **② 遠隔支援業務用設備等の要件の変更（第12条関係）**

船舶安全法第6条の4第1項の遠隔支援業務の用に供する設備、機器又は装置であって、船舶に施設されるもの（「遠隔支援業務用設備等」という。）が満たすべき要件として、当該設備等は、同項の認定を受けた事業場と適切な方法で迅速かつ適切に情報を送受信できるものであることとする。

## **(3) 経過措置（附則関係）**

施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶等について、改正後の船舶安全法施行規則（第4条の2及び第50条の2の規定を除く。）及び船舶自動化設備特殊規則の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。

## **3. 今後のスケジュール**

公 布：5月30日（金）

施 行：6月 1日（日）

○国土交通省令第六十一号  
 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第四条第二項、第六条ノ四第一項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和七年五月三十日  
 国土交通大臣 中野 洋昌

（船舶安全法施行規則の一部改正）  
 第一条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（定義）

第一条（略）

2・3（略）

4 この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船をいう。以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクツシヨ  
 ン艇、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十一条の二に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶、潜水設備（内部に人員を搭載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶及び自動運航システム（船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第十一条の二第一項に規定する自動運航システムをいう。第五十条の二及び第五十一条において同じ。）を有する船舶（長さ三メートル未満の船舶であつて、推進機関の連続最大出力が一・五キロワット未満のものを除く。第五十条の二及び第五十一条において同じ。）その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。

5〜16（略）

（無線電信等の施設の適用除外）

第四条の二 法第四条第二項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 平水区域（告示で定める湖川港内の水域を除く。）又は沿海区域のみを航行する船舶その他の船舶で告示で定めるもの  
 四（略）

（報告等）

第五十条の二（略）

2 船長又は船舶所有者は、自動運航システムを有する船舶において、当該自動運航システムに欠陥が発見された場合は、速やかに管海官庁に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、前項の規定に基づく報告を行った場合は、この限りでない。  
 3 管海官庁は、前二項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。  
 （資料の供与等）

第五十一条 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一〜十五（略）

十六 自動運航システムを有する船舶

（略）  
 当該船舶の自動運航システムの運用を安全に行うために必要な方法及び条件が記載された資料

（定義）

第一条（略）

2・3（略）

4 この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船をいう。以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクツシヨ  
 ン艇、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十一条の二に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶及び潜水設備（内部に人員をとう載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。

5〜16（略）

（無線電信等の施設の適用除外）

第四条の二 法第四条第二項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 湖川港内の水域（告示で定めるものを除く。）のみを航行する船舶  
 四（略）

（報告等）

第五十条の二（略）

（新設）

2 管海官庁は、前項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。  
 （資料の供与等）

第五十一条 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一〜十五（略）

（新設）

（略）  
 （新設）



2 自動運航システムは、管海官庁が適当と認める方法により、前項各号に掲げる要件に適合するものであることが証明されたものでなければならない。

(削る)

第十二条 船舶安全法第六条ノ四第一項の遠隔支援業務の用に供する設備、機器又は装置であつて、船舶に施設されるもの(以下この条において「遠隔支援業務用設備等」という。)は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 同項の認定を受けた事業場(以下この条において「事業場」という。)に対して前号の情報その他の当該業務を実施するために必要な情報を管海官庁が適当と認める方法で、迅速かつ適切に送信できるものであること。

三 事業場が提供する当該業務に係る船舶又は物件に生じた重大な異常に関する情報その他の情報を管海官庁が適当と認める方法で、迅速かつ適切に受信できるものであること。

四 (略)

2 (略)

(遠隔支援業務用設備等)

第十二条 船舶安全法第六条ノ四第一項の遠隔支援業務の用に供する設備、機器又は装置であつて、船舶に施設されるもの(以下「遠隔支援業務用設備等」という。)は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 同項の認定を受けた事業場(以下「事業場」という。)に対して前号の情報その他の当該業務を実施するために必要な情報を管海官庁が適当と認める速さで送信できるものであること。

三 事業場が提供する当該業務に係る船舶又は物件に生じた重大な異常に関する情報その他の情報を管海官庁が適当と認める速さで受信できるものであること。

四 (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年六月一日から施行する。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則(第四条の二及び第五十条の二の規定を除く。)の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

(船舶自動化設備特殊規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶の自動運航システム及び遠隔支援業務用設備等については、第二条の規定による改正後の船舶自動化設備特殊規則の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。